（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和３年度 |
| 計画主体 | 榛東村 |

榛東村鳥獣被害防止計画

　　　　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　　　　担当部署名　榛東村　産業振興課

 所在地　北群馬郡榛東村大字新井790番地1

　　　　　　　　　　　電話番号　0279-54-2211

 ＦＡＸ番号　0279-54-8225

　　　　　　　　　　　メールアドレス　sangyou@vill.shinto.gunma.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 　対象鳥獣 | ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ |
| 　計画期間 | 令和４年度～令和６年度 |
| 　対象地域 | 群馬県北群馬郡榛東村全域 |

（注）１　計画期間は、３年程度とする。

　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和２年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |
| 品　目 | 被害数値 |
| ニホンジカ | 目撃情報のみだが、農業被害の発生が懸念される。 |  |
| イノシシ | 目撃情報及び、耕作前の畑の掘り起こし被害や、梅林での地面や堆肥の掘り起こし等の被害報告がある |  |
| アライグマタヌキキツネ | 目撃情報及び規模は少量であるが自家消費用の果樹や農作物の食害報告があがっている。 |  |
| ハクビシン | 果樹（ぶどう等） |  |
| カラス | 果樹（ぶどう等） | １ａ　２８千円 |
| ムクドリ | 果樹（ぶどう等） | １ａ　１２千円 |
| ヒヨドリ | 果樹（ぶどう等） | １ａ　１２千円 |

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

|  |  |
| --- | --- |
| ニホンジカ | 農作物被害の報告はないが、村内西部での目撃情報が年々増加している。今後、生息が確認された場合、農林業被害が急増する恐れがある。 |
| イノシシ | 農作物への直接な被害報告はないが、耕運後の畑の掘り起こしや梅林での地面や堆肥の掘り起こしの被害があった。依然として農業被害が継続的に続いている。村内西部での目撃情報が多かったが、近年、住宅地での目撃情報も増加傾向にある |
| アライグマ | 村内全域に分布しており、農作物や家畜の飼料等の食害がある。空き屋や住宅に棲み着き、人間の生活環境への被害も発生している。 |
| タヌキ | 村内全域に分布しており、農作物の食害や鶏を襲う被害がある。 |
| キツネ | 村内全域に分布しており、農作物や家畜の飼料等の食害がある。 |
| ハクビシン | 村内全域に分布しており、ぶどうや農作物の食害がある。 |
| カラス | 村内全域に分布しており、果樹の食害被害がある。ゴミステーションのゴミを散乱させるなど、人間の生活環境への被害もある。 |
| ムクドリ | 村内全域に分布しており、主にぶどうの食害がある。 |
| ヒヨドリ | 村内全域に分布しており、主にぶどうの食害がある。 |

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

　　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和２年度） | 目標値（令和６年度） |
| カラス | 28千円　1a | 20千円　0.7a |
| ムクドリ | 12千円　1a | 5千円　 0.5a |
| ヒヨドリ | 12千円　1a | 5千円　 0.5a |

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

　　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | ・猟友会への捕獲委託・捕獲奨励金の助成・捕獲個体については、従事者が埋設処理を行っている。・捕獲等機材の購入(捕獲檻(大・中・小)、くくりわな) | 狩猟者の減少に伴い、担い手の育成が急務となっている。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | ・条件付の県補助事業で行われた防護柵(電気柵)の設置に係る資材費の一部を補助した。また、設置・管理は、地元の組織で実施。 |  |
| 生息環境管理その他の取組 | 特に実施せず。 |  |

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

　　　２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい

て記入する。

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 野生動物が寄りつかない環境を作るよう、農作物残渣の適正処理の徹底を図る。 |

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 榛東村猟友会への捕獲委託による有害捕獲を実施。また、わな免許所持者である被害農業者については、猟友会と連携した捕獲活動を実施する。 |

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

　　　２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

　　　３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和４年度 | ニホンジカイノシシアライグマタヌキキツネハクビシンカラスムクドリヒヨドリ | ・猟友会と連携し、効果的な捕獲機材を導入し捕獲にあたる。・捕獲従事者を確保するため、村独自の補助金制度で狩猟免許の取得を推進する。 |
| 令和５年度 | ニホンジカイノシシアライグマタヌキキツネハクビシンカラスムクドリヒヨドリ | ・猟友会と連携し、効果的な捕獲機材を導入し捕獲にあたる。・捕獲従事者を確保するため、村独自の補助金制度で狩猟免許の取得を推進する。 |
| 令和６年度 | ニホンジカイノシシアライグマタヌキキツネハクビシンカラスムクドリヒヨドリ | ・猟友会と連携し、効果的な捕獲機材を導入し捕獲にあたる。・捕獲従事者を確保するため、村独自の補助金制度で狩猟免許の取得を推進する。 |

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 　捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により鳥獣毎に捕獲計画を策定する。 |
| ニホンジカ | 目撃情報が多く寄せられており、繁殖力が高く農林被害が拡大する恐れがあることから、捕獲を強化する。 |
| イノシシ | 農地への被害が引き続き発生していることから、捕獲を強化する。 |
| アライグマ | 繁殖力が高く農作物への被害が拡大する可能性があることから、捕獲を強化する。 |
| タヌキ | 被害や目撃情報が多く寄せられており、積極的な捕獲を行う。 |
| キツネ | 被害や目撃情報が多く寄せられており、積極的な捕獲を行う。 |
| ハクビシン | 果樹への被害が発生しており、繁殖力が高く農作物への被害が拡大する可能性があることから、捕獲を強化する。 |
| カラス | 果樹等への被害が発生していることから、捕獲を強化する。 |
| ムクドリ | 果樹等への被害が発生していることから、捕獲を強化する。 |
| ヒヨドリ | 果樹等への被害が発生していることから、捕獲を強化する。 |

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |
| 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ニホンジカ | 6頭 | 6頭 | 6頭 |
| イノシシ | 35頭 | 35頭 | 35頭 |
| アライグマ | 50頭 | 50頭 | 50頭 |
| タヌキ | 30頭 | 30頭 | 30頭 |
| キツネ | 30頭 | 30頭 | 30頭 |
| ハクビシン | 50頭 | 50頭 | 50頭 |
| カラス | 100羽 | 100羽 | 100羽 |
| ムクドリ | 10羽 | 10羽 | 10羽 |
| ヒヨドリ | 10羽 | 10羽 | 10羽 |

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

|  |
| --- |
| 捕獲等の取組内容 |
| ニホンジカ | 通年で榛東村長岡、山子田、新井、広馬場の西部において主にくくりわなを用いて捕獲を行う。 |
| イノシシ | 通年で榛東村長岡、山子田、新井、広馬場の西部において捕獲檻とくくりわなを用いて捕獲を行う。 |
| アライグマ | 通年で榛東村全域において捕獲檻を用いて捕獲を行う。 |
| タヌキ | 通年で榛東村全域において捕獲檻を用いて捕獲を行う。 |
| キツネ | 通年で榛東村全域において捕獲檻を用いて捕獲を行う。 |
| ハクビシン | 通年で榛東村全域において捕獲檻を用いて捕獲を行う。 |
| カラス | 期間を限定し、榛東村全域において銃器による捕獲を行う。 |
| ムクドリ | 期間を限定し、榛東村全域において銃器による捕獲を行う。 |
| ヒヨドリ | 期間を限定し、榛東村全域において銃器による捕獲を行う。 |

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

　　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 銃砲刀剣類所持取締法第５条の２第４項第１号に規定するライフル銃による捕獲について、該当なし。 |

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 榛東村全域 | 県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については委譲済み。 |

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第４条第３項）。

　　　２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 |
| 　　　　　年度 | 　　　　　年度 | 　　　　　年度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

　　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 　　　　　年度 | 　　　　　年度 | 　　　　　年度 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

　　　入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和４年度 | ニホンジカイノシシアライグマタヌキキツネハクビシンカラスムクドリヒヨドリ | 関係機関と連携し各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。森林周辺部の伐採、刈り払い等を行うとともに緩衝地帯を設置するなどの被害防止活動を行う。 |
| 令和５年度 | ニホンジカイノシシアライグマタヌキキツネハクビシンカラスムクドリヒヨドリ | 関係機関と連携し各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。森林周辺部の伐採、刈り払い等を行うとともに緩衝地帯を設置するなどの被害防止活動を行う。 |
| 令和６年度 | ニホンジカイノシシアライグマタヌキキツネハクビシンカラスムクドリヒヨドリ | 関係機関と連携し各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。森林周辺部の伐採、刈り払い等を行うとともに緩衝地帯を設置するなどの被害防止活動を行う。 |

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 榛東村 | 被害調査及び連絡調整、情報提供 |
| 渋川警察署 | 地域巡回、情報提供、警戒、広報 |
| 県鳥獣被害対策支援センター | 関係機関との連絡調整、情報提供 |
| 榛東村猟友会 | 有害鳥獣の捕獲、追い払い等 |
| 鳥獣保護管理指導員 | 地域巡回、情報提供 |

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 鳥獣保護管理指導員情報提供榛東村情報提供県鳥獣被害対策支援センター渋川警察署情報提供情報提供榛東村猟友会 |

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 埋設等により生態系に影響を与えないように処理をする。 |

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 群馬県は放射性物質による出荷制限地域のため、現段階では利活用はできない。 |
| ペットフード | 群馬県は放射性物質による出荷制限地域のため、現段階では利活用はできない。 |
| 皮革 | 群馬県は放射性物質による出荷制限地域のため、現段階では利活用はできない。 |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） | 群馬県は放射性物質による出荷制限地域のため、現段階では利活用はできない。 |

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 取組を行っていない。 |

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 取組を行っていない。 |

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 |  |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 榛東村 | 協議会の運営、情報収集 |
| 榛東村農業委員会 | 協議会と被害農家との連携遊休農地に関する情報や農作物被害状況等の情報提供 |
| 榛東村猟友会 | 有害鳥獣の捕獲、追い払い等 |
| 榛東村自治会連合会 | 住民から協議会事務局への被害報告 |
| 渋川警察署 | 有害鳥獣の市街地出没時の対応等 |
| 中部農業事務所 | 有害鳥獣関連情報提供被害防止の指導及び支援情報の共有 |
| 渋川森林事務所 | 有害鳥獣関連情報提供被害防止の指導及び支援情報の共有 |
| JA北群渋川 | 農作物被害状況等の情報収集組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報提供及び指導 |

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
|  |  |

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 平成２９年度榛東村鳥獣被害対策実施隊を設置。実施隊員は榛東村猟友会の会員６名で組織。（令和４年３月現在） |

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

　　　２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 担い手を確保するため、新規猟友会員の募集を積極的に行う。自然環境課主催のわな猟初心者及び実施者講習への受講を推進する。 |

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 鳥獣被害対策について、地域住民、関係機関等と連携し、村内全域の被害状況の把握に努め、効果的な捕獲及び防止対策が図れるように努める。 |

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入する。